

児童福祉施設等における業務継続計画 (もりり保育園)

法人名	学校法人わかば学園	代表者名	理事長 竹川 富子
施設名 (施設類型)	もりり保育園 (認可保育所)	管理者名	松本 美香
所在地	茨城県守谷市立沢 1921-16	電話番号	0297-48-0631
作成日	令和5年9月1日	改訂日	令和6年12月1日

I	総則	1
1	想定するリスク	1
2	策定の目的	1
3	本計画の位置づけ	1
4	本計画の目標	1
5	本BCPの主管部門（主任担当者等）	1
II	事前対策	1
1	感染症・自然災害共通事項	1
	（1）地域との連携の推進	1
	（2）防災組織の体制構築	2
	（3）職員の安否確認	3
	（4）人員確保	3
	（5）保護者との連携	3
	（6）関係各所との連携・情報収集	4
	（7）入退館管理	5
2	感染症に係る事前の対策	5
	（1）優先的に実施する業務	5
	（2）備品の確保	5
	（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討	6
	（4）職員の体調管理	6
	（5）施設利用者の体調管理、入退館管理	6
3	自然災害の事前対策	6
	（1）非常時に優先的に実施する業務	6
	（2）施設のリスク	6
	①立地条件	6
	②避難場所、避難経路	6
	③避難誘導	6
	④ライフラインの対応策	7
	⑤備蓄品	7
	⑥非常用の持ち出し品・重要書類	7
III	BCP発動時の対策	8
1	感染症にBCP発動時の対策	8
	（1）感染症発生時の事前対策	8

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時.....	8
(3) 感染の可能性が高い者の発生時.....	8
(4) 感染者発生時.....	8
(5) 通常業務の再開.....	8
(6) 不足する職員の支援対策の実施.....	8
(7) 人的応援と受け入れ.....	8
2 自然災害発生時の対応.....	9
(1) 地震.....	9
①発災時の時間経過別の対応.....	9
②災害時の地域ニーズへの対応エラー! ブックマークが定義されていません。	
(2) 風水害.....	9
①事前の対策.....	9
②発災時の時間経過別の対応.....	10
③災害時の地域ニーズへの対応エラー! ブックマークが定義されていません。	
IV BCPの検証.....	10
1 BCPの検証.....	10

I 総則

1 想定するリスク

- ・事前災害ハザードマップ参照（守谷市）
- ・感染症マニュアル参照

2 策定の目的

施設の職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整える

3 本計画の位置づけ

消防計画、災害対応マニュアル、避難確保計画、危機管理マニュアル参照

4 本計画の目標

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

5 本BCPの主管部門（主任担当者等）

主任担当者

II 事前対策

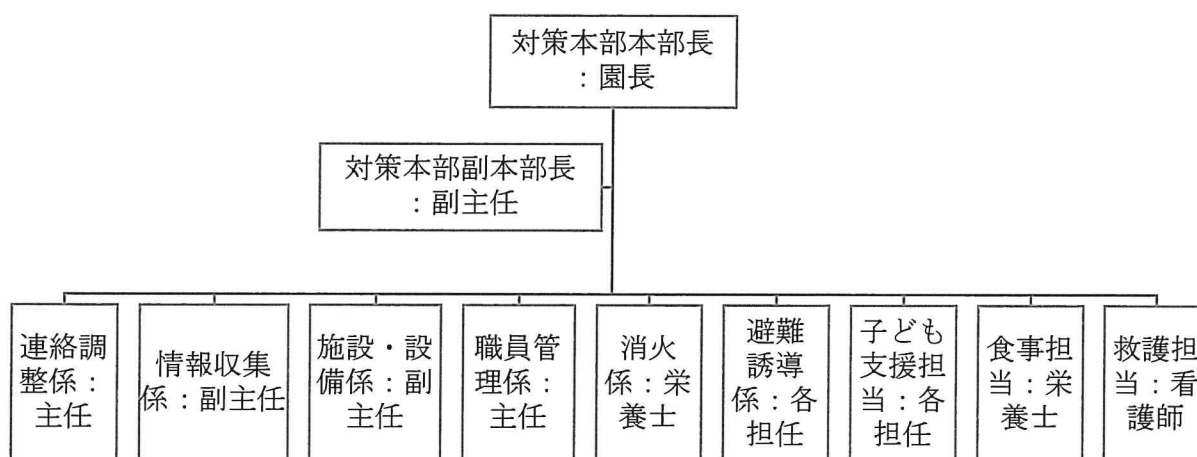
このIIでいう「事前対策」は、感染症の拡大時や災害の発生に先立って平時より実施すべき対策となります。

1 感染症・自然災害共通事項

（1）地域との連携の推進

第一避難場所・・・園庭、 第二避難場所・・・駐車場
広域避難場所・・・開智望学園
水害時は園舎2階へ避難

(2) 防災組織の体制構築



組織	役割	担当者／ 部署名	代行 (担当者不在 時の代行)
対策本部 本部長	全体を総括する	園長	主任
対策本部 副本部長	事業全般に関する指揮 関係機関への協力要請	主任	副主任
連絡調整係	各施設や関係各所との連絡調整	主任	主任
情報収集係	感染症発生・被災状況等に関する情 報収集を担当する	副主任	主任
施設・設備係	施設・設備の状況確認 施設の被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配	副主任	主任
職員管理係	職員の安否確認・健康状態の確認 職員の参集状況の把握 職員のローテーション管理 ボランティア対応	主任	副主任
消火係	初期消火の実施	栄養士	調理員
避難誘導係	利用する子どもや職員等の避難誘 導	各担任	保育補助
利用する子 ども担当	利用する子どもの安全確保 利用する子どもの生活の維持	各担任	保育補助

食事担当	食材の確保 非常時の食事の作成 感染症対応の食事の作成	栄養士	調理員
救護担当	利用する子どもの健康状態把握・投薬 感染予防 負傷者の処置	看護師	各担任

(3) 職員の安否確認

れんらくアプリ
職員緊急連絡簿

(4) 人員確保

職員緊急連絡網を園から近い職員順に作成する

(5) 保護者との連携

入園時、保護者へれんらくアプリへ登録依頼する

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

	連絡先	担当者	電話番号	その他の連絡手段	
行政	守谷市すくすく保育課		0297-45-1679		
	茨城県		029-301-3252		
	管轄児童相談所				
	子ども担当の児童相談所		0297-45-2910		
	竜ヶ崎保健所		0297-62-2161		
	守谷消防署		0297-46-0119		
	取手警察署		0297-77-0110		
医療	嘱託医（もりや小児科）		0297-20-6737		
	看護師		090-1889-3718		
	総合守谷第一病院		0297-45-5111		
利用する子ども関連	児童の通学する学校	松前台小学校		0297-45-5525	
		御所ヶ丘小学校		0297-48-6161	
		御所ヶ丘中学校		0297-48-7891	
協力業者	東興防災		0299-42-3325		
	コスモエレベーター		0120-38-5581		
	東部液化石油株式会社		029-870-3311		
	株木建設		080-1098-4289		
	舘野設備		0297-48-3019		
	常陸建設		0297-48-5104		
その他					

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
	茨城県 防災情報のページ	https://www.bousai.ibaraki.jp/
	守谷市 防災情報のページ	https://www.city.moriya.ibaraki.jp/iza/bousai/index.html
自治体	守谷市 ホームページ	https://www.city.moriya.ibaraki.jp/
	茨城県 ホームページ	https://www.pref.ibaraki.jp/
ライフライン	東部液化ガス	https://www.tobuekika.jp/

(7) 入退館管理

れんらくアプリ、出席簿

2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務

感染症ガイドライン参照

(2) 備品の確保

備蓄品一覧で管理する

(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

空室を待機部屋として使用したり、事務室等の一部のスペースを区切って使用するなど他の利用者との接触を避けるようにゾーニングを実施する

(4) 職員の体調管理

職員体調チェックシートを使用する

(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

連絡帳にて体温、体調を記載してもらう

3 自然災害の事前対策

(1) 非常時に優先的に実施する業務

利用する園児や職員の安全確保
利用する園児の生命維持（給食、食事介護）
情報収集、共有、連絡調整

(2) 施設のリスク

①立地条件

近くに河川（小貝川）があるが、浸水の可能性はほぼない。避難場所の開智望学園は、洪水浸水想定区域の為、水害時は開智望学園には避難しない。

②避難場所、避難経路

終結場所：園庭・駐車場
広域避難場所：開智望学園、立沢公園
避難経路は施設の立地条件表を参照

③避難誘導

避難車、ベビーカーを使用

⑤ ライフラインの対応策

電気・ガス・水道の使用有無確認。ガスコンロ又はかまどを使用し食事提供。
非常用トイレ、開中電灯準備、携帯電話、タブレット充電確認。

⑥ 備蓄品

備蓄品一覧参照

⑦ 非常用の持ち出し品・重要書類

出勤簿、緊急連絡簿、携帯電話

ウエットティッシュ、ビニール、手袋、容器、アルミホイル

備蓄品、清潔用品、日用品

Ⅲ B C P 発動時の対策

1 感染症に B C P 発動時の対策

(1) 感染症発生時の事前対策

マスク、手洗い、消毒

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

園児のゾーニングを実施し、体調の変化に注意し消毒、清掃を行う

(3) 感染の可能性が高い者の発生時

園児のゾーニングを実施し、お迎えの要請をする

(4) 感染者発生時

施設長への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関や保健所へ連絡相談する。

(5) 通常業務の再開

保健所と行政の指示に従う。施設内での感染者や感染の可能性の高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務を再開し、一定継続可能となった場合には BCP に基づいた業務継続のための対策を終了する。

(6) 不足する職員の支援対策の実施

施設内での勤務調整、法人内での人員確保、その内容及び職員が不足する状況となったときには検討した不足職員の支援対策を実施する

(7) 人的応援と受け入れ

感染症拡大時の外部からの人的応援や実習生の受け入れについて、職員の不足の状況と受け入れた場合のリスク等を考慮して受け入れを判断すること。受け入れる場合の体調管理の方法や対応する

2 自然災害発生時の対応

(1) 地震

①発災時の時間経過別の対応

BCP で想定した規模程度の地震が発生したら、業務継続のための体側を開始します。

I、災害発生

初動対応：防災組織の立ち上げ

事業を通常とおり継続できるという判断ができる場合は、通常業務を継続します。

※保育所の場合、臨時休園等の最終的な判断は保育の実施主体である市区長村が行います。

必要な場合は後片付けをして業務を継続します。

II、発生直後に実施すること

- ・安否確認、声掛け：子どもの不安の解消に努める
- ・負傷者の救護、応急措置：必要な場合は、医療機関へ連絡し搬送する
- ・初期消火

III、発生～半日程度に実施すること

- ・通信手段の確保
- ・行政や関連各所への連絡
- ・職員の安否確認と職員の収集、参集（職員の状況によって参集時間は異なる）
- ・防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る
- ・利用する子どもの安否確認の集約
- ・施設建物・設備の安全確認：施設内の危険箇所を特定しその箇所には立ち入らないようにします。被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難・待機場所とします。
- ・業務を通常通り継続できるかの判断※保育所の場合、臨時休園等の最終的な判断は保育の主体である市区町村が行います。
- ・避難の必要性の検討（避難時は通電火災防止のためブレーカーを切る）

(2) 風水害

①事前の対策

気象情報などから情報を入手し災害発生の可能性や避難の必要性を検討することを記載します。また、行政の気象情報を理解し、避難のタイミング等を事前に検討し建物内に水が入ってくるのを防ぐため、「土のう」「水のう」を用意する。

②発災時の時間経過別の対応

参考資料 9 参照

IV BCPの検証

1 BCPの検証

- ・ 毎月の避難訓練時に問題点があった場合は改善する。
- ・ 感染症発生時についても連携や共有に問題があった場合は改善する。